

患者さまへ処方せんのお知らせ

（一般名処方加算・後発医薬品使用体制加算・長期収載品の選定療養）

当院では、後発医薬品の利用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「**一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）**」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ他の医薬品が選択でき、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

また、令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を医薬品の処方を希望される場合は、双方の薬価の差額の4分の1相当を**特別の料金（選定療養費）**としてご負担いただきます。

この機会に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な利用をお願いいたします。

以上、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和7年4月1日 病院長

